

令和2年4月1日

初診・再診時の選定療養定額負担について

令和2年度診療報酬改定において、紹介状なしで200床以上の地域医療支援病院を受診する場合、診療費とは別に自費での定額負担が義務づけられました。

紹介状を持参せずに当院を受診される場合、通常の診療費の他に選定療養費として定額負担をお支払いいただくこととなります。

【初診にかかる選定療養定額負担金】

医科 5,500円(税込) / 歯科 3,300円(税込)

【再診にかかる選定療養定額負担金】

医科 2,750円(税込) / 歯科 1,650円(税込)

「再診にかかる選定療養定額負担金とは」

他の医療機関への紹介状をお渡ししたのちに、紹介先の医療機関を受診せず患者さんが自らの希望で当院を継続して受診する場合に、通常の診療費とは別に定額負担をお支払いいただくこととなります。

なお、緊急その他やむを得ない事情により救急外来を受診された患者さんは、紹介状をお持ちでなくとも選定療養費定額負担のお支払いの対象とはなりません。

寿泉堂総合病院

病院長